

# ～事業主の皆様へ～

## 個人住民税の特別徴収について

- ◎ 事業所等に勤務されている方の個人住民税(市町村民税と県民税)は、事業主の方が所得税と同様に毎月の給料から徴収(天引き)し「特別徴収義務者」として市町村へ納付していただくことになっています。  
(地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定による)

### ◆ 特別徴収の事務

各市町村から毎年5月に事業者の方(特別徴収義務者)あてに「特別徴収決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収(天引き)していただき、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納付していただきます。

### ◆ 納期の特例について

従業員が10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

## 特別徴収の方法による納税のしくみ



※ 所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

※ 従業員一人ひとりが金融機関へ納税に出向く手間が省け、尚かつ普通徴収では納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員の方の1回あたりの負担が少なくてすみます。

**ご理解とご協力をお願い申し上げます。**

# 個人住民税の特別徴収 Q & A

**Q1** 今まで給与からの天引き(特別徴収)をしていなかったのに、なぜ今さらしないと  
いけないのですか。

**A** 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を給与から天引き(特別徴収)しなければならないとされています。(地方税法第321条の4及び各市町村の条例による。)

また、平成19年度に行われた所得税(国税)から住民税(地方税)への税源移譲や、平成24年度から年少扶養控除が廃止されたことにより、多くの方は個人住民税額が増えています。

そのため、年4回納付書により納税をしている方からは、年12回払いである特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくてすむため、「特別徴収に切り替えて欲しい。」との要望が増えています。

**Q2** 給与からの天引き(特別徴収)に切り替えれば、手間もかかりますが。

**A** 住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする必要がありません。

市町村が給与支払報告書等に基づいて税額計算を行い、各事業者へ住民税額を通知しますので、事業者の皆様には給与を支払う際に税額を天引きしていただき、各市町村に納めていただくこととなります。

また、金融機関が納入を代行する住民税納付代行サービスもありますので、詳しくはお取引の金融機関等へお問い合わせください。

なお、従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を年2回とする制度があり、

**Q3** 従業員の給与から天引きすることで何かメリットはありますか。

- A**
- ・ 特別徴収をすると、従業員の方がわざわざ**金融機関等へ納税に向く手間を省く**ことができます。そのため、**納め忘れや納税証明書がとれないことを防ぐ**ことができます。
  - ・ 従業員の方にとって**納付書で年4回で納税するよりも、年12回の特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくなります。**
  - ・ 事業者(給与支払者)の皆様が、官公庁の事業に参加する場合や補助金等を申請する場合に特別徴収の実施の有無を確認する場合があります。

**Q4** 給与からの天引き(特別徴収)により納税するためには、どんな手続きをすればいい

**A** 新たに特別徴収を始めていただける事業者や、もっと詳しい説明をご希望される事業者の皆様は、是非従業員の方がお住まいの市町村へ直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

**Q5** 従業員から、納付書による普通徴収で納めたいと言われるため、給与からの天引き(特別徴収)をしなくていいですか。

**A** 所得税の源泉徴収義務のある事業者(給与支払者)は、従業員の給与から個人住民税を天引きする「特別徴収」をしなければならないとされています。

**Q6** 事務手が回らないので、給与からの天引き(特別徴収)しなくてもいいですか。

**A** 事業者(給与支払者)が特別徴収義務者になることは、法令に定められています。事務手が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

【問い合わせ先】長野県各市町村住民税担当課 <給与支払報告書提出先の市町村>  
長野県総務部市町村課 電話 026-235-7068 (直通)  
長野県総務部税務課 電話 026-235-7048 (直通)